

緊急通報システム



住み慣れた地域で安心して暮らし、
在宅で自立した生活を維持するために

愛西市では、高齢者の皆さんの日常生活の不安を解消するため、急病や思わぬけがなどに対する万一の備えとして「緊急通報システム事業」を行っています。

対象者（いずれかに該当する方）

- 75歳以上のひとり暮らしまたは75歳以上の方のみの世帯の方
- 昼間または夜間に長時間75歳以上の方のみの状態になる方
- ひとり暮らしで、1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- 1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている方で、同居者が緊急時に対応することが困難な方の方のみの世帯の方

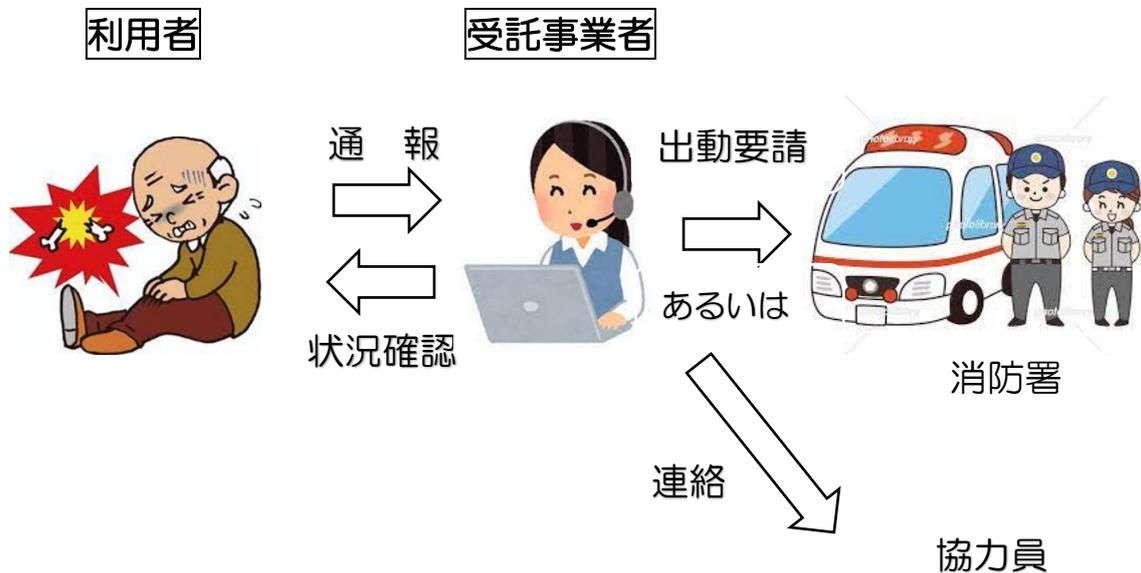
利用料金

- 月額利用料500円
- 支払方法 □座引落（6ヶ月分を一括で引き落とし）

注意事項

- 固定電話の設置が必要です。
- 機器設置にかかる電気料や通報時の固定電話通話料金などがかかります。
- 緊急通報システム設置に特別な工事が必要な場合、費用負担がかかります。
- 機器等の紛失破損が発生した場合、費用負担がかかります。
- 必要に応じて利用者宅へ現地確認へ行く協力員の登録が必要です。そのため協力員は利用者の近所にお住まいの親族や親しい人が望ましいです。

緊急通報システム事業の流れ



緊急通報システムの緊急ボタンを押すと、市が委託した事業者（受信センター）につながり、状況に応じて救急車の出動要請や協力員への連絡を行います。受信センターは24時間対応のため、迅速な対応ができます。また、相談ボタンを押して、さまざまな有資格者に「健康相談・質問」をすることができますし、台風接近や大雨情報などの情報の一斉連絡があり、安心です。

ご利用までの流れ

- ① 申請 市へ申請が必要です。
- ② 審査 内容を審査し、事業利用の可否を決定します。
- ③ 利用開始 利用が決定した方のご自宅に緊急通報システムを設置し、利用開始となります。

ご不明な点は

愛西市役所 高齢福祉課

〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地

TEL:0567-55-7116 FAX:0567-26-5515